

令和7年度後半における健康診査受診促進広報事業業務委託仕様書

1 趣旨

厚生労働省が公表している国民医療費によれば、佐賀県（以下、「県」という。）の市町村国民健康保険の1人当たり年齢調整後医療費は、平成22年度以降、引き続き全国で1番高い。

よって、健診若しくは特定健診又はその両方（以下、「健診等」という。）の受診率向上に繋がる広報を実施し、疾病の早期発見、早期治療を促し、医療費適正化を図りたい。

2 目的

国民健康保険の全ての被保険者を対象に広報を実施し、**行動変容**を促し、健診の受診率を向上させる。

3 業務委託期間

契約締結の日～令和8年3月24日（火曜日）

4 業務内容 ※ 「必須」と記載されている業務は必ず提案すること。

なお、業務遂行にあたっては、同時期に県がん撲滅対策室が実施する「女性のがん検診受診促進強化事業広報業務委託」との連携を図ること。

(1) 情報発信業務（必須）

2の目的を達成するために情報発信を行うこと。その際、(2)、(3)で制作したもの、別紙「過去制作物一覧」記載のもの、提案者の独自調達物を用いることができる。

また、提案書作成の際は、次の①～④の事項に留意すること。

① 情報発信のターゲット及びそのターゲットを設定した理由

※ 県の事情を考慮し2の目的を達成するターゲットを設定すること。

② 広報に用いる媒体（新聞、YouTube、ポスター等）及びその媒体を用いる理由

③ ②で提案した各媒体の情報発信量（発信見込回数及び単価）

④ ②でポスター、チラシ等を提案する場合は、配布先、掲載先

(2) 動画（15秒、30秒、各1個）制作業務（必須）

(1)の情報発信の際に用いる動画を制作（撮影地は県内とする。）すること。

また、提案書作成の際は、次の①、②の事項に留意すること。

① 提案書には動画等のコンセプトを記載すること。

② 過去に類似の広報を受託し実施したことがある場合は、その際に制作したコンテンツに係る資料を提案書に記載すること。

(3) その他コンテンツ制作業務（任意）

(1)の情報発信の際に用いる動画以外のコンテンツ（チラシなど）を制作してよい。

また、提案書作成の際は、(2)の①、②の事項に留意すること。

(4) 効果検証業務（必須）

実施した広報について効果検証を実施し県に報告すること。提案書には、効果検証方法（例：ウェブアンケートにより〇〇人以上からアンケートを実施、街頭インタビューを実施など）等を記載すること。

(5) 上記以外の事業（任意）

2の目的達成に効果的だと考えられる取組（例：イベントでの広報ブースの出展など）については提案してよい。ただし、次の経費については、事業経費に含めることができないため留意すること

① 事業参加者、対象者に対し配布や提供する商品（ティッシュ、タオル、ボールペ

- ン、試供品、万歩計、健康グッズ、バッグ、手帳カバー、マスクケース、うちわ、ウェアラブル端末等)、賞金、景品、金券、食事代等
- ② 事業に参加するために係る参加費、民間事業所(スポーツ施設等)の利用料
 - ③ 事業参加者、対象者に対し配布や提供する紙媒体及び電子媒体以外の教材

5 成果物等

- (1) 実績報告書
- (2) 制作したコンテンツ
- (3) 効果検証結果資料

6 予算額

7, 840, 000円以内(消費税額及び地方消費税額を含む)

7 委託料の支払方法

完了払

8 留意事項

- (1) 企画案は、できる限り具体的で、かつ、確実に実施できる内容とすること。
- (2) 企画案には、委託業務にかかる見積(消費税及び地方消費税含む)を含ませること。
- (3) 業務の遂行に当たっては、県と随時に打合せをして行うこととする。
- (4) 受託者が本業務において製作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等の著作物に関する全ての著作権(著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む)、意匠権等は、県に帰属するものとする。
ただし、例外的に二次利用について検討が必要となった場合は、県、受託者で協力の上、可否を決定する。
- (5) 受注者が本業務委託により制作した制作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。)は、県に帰属するものとし、県は、これらの制作物(制作したデータやデザイン、写真、イラスト、文章等)を無償で自由に二次利用できるものとする。ただし、著作者人格権の行使を妨げるものではない。
- (6) その他、この契約にあたり個人情報の取り扱いには、「個人情報の保護に関する法律」及び県の定める「情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
- (7) 県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しないこと。
- (8) 契約時の本仕様書は、佐賀県と最優秀提案者との間で、実施内容の協議を行った上で定めるものとする。